

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2020年2月17日

**【会社名】** C K D株式会社

**【英訳名】** C K D Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 梶本 一典

**【本店の所在の場所】** 愛知県小牧市応時二丁目250番地

**【電話番号】** (0568)77 - 1111 大代表

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 国保 雅文

**【最寄りの連絡場所】** 愛知県小牧市応時二丁目250番地

**【電話番号】** (0568)74-1002

**【事務連絡者氏名】** 執行役員財務部長 岡田 和秀

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

**【届出の対象とした募集金額】** (第1回新株予約権)  
その他の者に対する割当 74,060,000円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
6,678,280,000円  
(第2回新株予約権)  
その他の者に対する割当 4,140,000円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
2,834,520,000円  
(注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** C K D株式会社東日本支店  
(東京都港区浜松町一丁目31番1号(文化放送メディアプラス))  
C K D株式会社西日本支店  
(大阪市西区土佐堀一丁目3番20号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月12日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2020年2月17日(以下「条件決定日」という。)に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

##### 3 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (2) 手取金の使途

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

##### 2 譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分について

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

- (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

### 第三部 参照情報

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	32,200個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	70,840,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に32,200を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり2,200円(本新株予約権の目的である株式1株当たり22.00円)とするが、2020年2月17日から2020年2月20日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法で算定された結果が2,200円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	C K D株式会社 財務部 愛知県小牧市応時二丁目250番地
払込期日	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦2丁目18-24

(後略)

(訂正後)

発行数	32,200個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	74,060,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり2,300円(本新株予約権の目的である株式1株当たり23.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年3月3日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	C K D株式会社 財務部 愛知県小牧市応時二丁目250番地
払込期日	2020年3月3日
割当日	2020年3月3日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦2丁目18-24

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,220,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,220,000株(発行決議日現在の発行済株式総数68,909,449株に対する割合は4.67%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：4,308,360,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2020年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,880円の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)</li> </ol>
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2020年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</li> </ol> </li> </ol>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,124,440,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2022年3月7日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	---

(中略)

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

## (2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して第1回新株予約権32,200個及び第2回新株予約権13,800個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価に相当する額ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

(中略)

## (ア) 第1回新株予約権に係る本覚書の概要

本覚書に基づく行使停止について

(中略)

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2022年2月7日以前の日とします。

また、当社が、行使停止要請通知を行うこと又は行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合、当社は、その都度その旨をプレスリリースにて開示するものとします。

本覚書に基づく取得請求について

( )割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第1回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は( )割当日の翌銀行営業日より1年11ヶ月後の応当日(同日を含む。)以降2022年2月14日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第1回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

(中略)

## (イ) 第2回新株予約権に係る本ファシリティ契約の概要

(本ファシリティ契約に基づく第2回新株予約権の行使の条件について)

割当日の翌銀行営業日から2022年2月7日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長が必要と認めない限り、割当予定先は第2回新株予約権の行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。

(中略)

(本ファシリティ契約に基づく取得請求について)

( )割当日の翌銀行営業日より1年後の応当日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第2回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は( )割当日の翌銀行営業日より1年11ヶ月後の応当日(同日を含む。)以降2022年2月14日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第2回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第2回新株予約権の発行要項に従い、第2回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する第2回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,220,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,436円(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式3,220,000株(発行決議日現在の発行済株式総数68,909,449株に対する割合は4.67%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：4,697,980,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)</li> </ol>
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,051円とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</li> </ol> </li> </ol>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,678,280,000円
---------------------------------	----------------

(中略)

新株予約権の行使期間	2020年3月4日から2022年3月7日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(中略)

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達(以下「本スキーム」という。)においては、割当予定先に対して第1回新株予約権32,200個及び第2回新株予約権13,800個を第三者割当により発行いたします。本スキームは、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初2,051円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額といたします。

(中略)

(ア)第1回新株予約権に係る本覚書の概要  
本覚書に基づく行使停止について

(中略)

なお、いずれの行使停止期間の開始日も、2020年3月4日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2022年2月7日以前の日とします。

また、当社が、行使停止要請通知を行うこと又は行使停止要請通知を撤回あるいは変更することを決定した場合、当社は、その都度その旨をプレスリリースにて開示するものとします。

本覚書に基づく取得請求について

( )2021年3月4日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第1回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は( )2022年2月4日(同日を含む。)以降2022年2月14日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第1回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

(中略)

(イ)第2回新株予約権に係る本ファシリティ契約の概要

(本ファシリティ契約に基づく第2回新株予約権の行使の条件について)

2020年3月4日から2022年2月7日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会又は取締役会の包括委任決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長が必要と認めない限り、割当予定先は第2回新株予約権の行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。

(中略)

(本ファシリティ契約に基づく取得請求について)

( )2021年3月4日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が第2回新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は( )2022年2月4日(同日を含む。)以降2022年2月14日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、第2回新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に第2回新株予約権の発行要項に従い、第2回新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する第2回新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(後略)

## 2 【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	13,800個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,450,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に13,800を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり250円(本新株予約権の目的である株式1株当たり2.50円)とするが、2020年2月17日から2020年2月20日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法で算定された結果が250円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定する金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	C K D株式会社 財務部 愛知県小牧市応時二丁目250番地
払込期日	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2020年3月3日から2020年3月6日までのいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦2丁目18-24

(後略)

(訂正後)

発行数	13,800個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	4,140,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり300円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年3月3日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	C K D株式会社 財務部 愛知県小牧市応時二丁目250番地
払込期日	2020年3月3日
割当日	2020年3月3日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦2丁目18-24

(後略)



## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,380,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,380,000株(発行決議日現在の発行済株式総数68,909,449株に対する割合は2.00%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,078,970,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額につき、2020年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,880円の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)</li> </ol>
---------------------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2020年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</li> </ol> </li> </ol>
-----------------------	--

(中略)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,597,850,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p>
--	---

(中略)

<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>割当日の翌銀行営業日から2022年3月7日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
-------------------	--

(後略)

(訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,380,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である1,641円(以下「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,380,000株(発行決議日現在の発行済株式総数68,909,449株に対する割合は2.00%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,268,720,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)</li> </ol>
--------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,051円とする。ただし、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</li> </ol> </li> </ol>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,834,520,000円
---------------------------------	----------------

(中略)

新株予約権の行使期間	2020年3月4日から2022年3月7日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
------------	--

(後略)

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,722,290,000	6,175,000	8,716,115,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計74,290,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計8,648,000,000円)を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定します。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,512,800,000	6,175,000	9,506,625,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計78,200,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第1回新株予約権及び第2回新株予約権の合計9,434,600,000円)を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額8,716,115,000円につきましては、別記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達の主な目的」に記載しております。第4次中期経営計画の基本方針「国内No.1商品をグローバルに進化」「新しい事業と市場に挑戦」「事業基盤の強化」により持続的な成長を実現することを目的に、下記の通りに生産能力の増強・生産効率の向上・エネルギー使用量削減と再生可能エネルギーへの転換用投資に充当する予定であります。特に、具体的な使途及びは第4次中期経営計画の基本方針である「国内No.1商品をグローバルに進化」、具体的な使途は「新しい事業と市場に挑戦」、具体的な使途は「事業基盤の強化」の実現に貢献するものと考えております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
流体制御機器分野の拡大を見据えた生産能力増強及び自動化投資	4,000	2020年4月 ~2022年3月
F A事業拡大を見据えた生産能力増強と自動化投資	3,300	2020年4月 ~2022年3月
次世代アクチュエータ用要素部品の量産試作用設備投資	700	2020年4月 ~2022年3月
事業活動で消費するエネルギーのクリーン化と省資源化にむけた設備投資	716	2020年4月 ~2022年3月

## 流体制御機器分野の拡大を見据えた生産能力増強及び自動化投資

機器事業における流体制御機器は、長年に渡る実績と開発力を評価いただき、半導体製造装置向けに多くの採用をいただいております。昨今の半導体の微細化や高積層化に伴い、当社商品に対する高機能化のご要求にお応えできるよう、海外の主要拠点に技術要員を配置し、北米にはテクニカルセンターを設けるなどしてまいりました。その結果、新たな引き合いをいただき、評価プロセスを経てご採用いただける機種も増えてまいりました。以上の状況を踏まえ、生産能力の増強を目的として、現在稼働中の東北工場における生産品の需要増加に対応するため自動洗浄装置を備えたクリーンルームの拡張や自動化設備の導入を計画しており、1,500百万円の投資を予定しております。また、北米向けに2,500百万円の投資を行い、新たな生産拠点を設けて生産能力を増強することを計画しております。

(中略)

## 事業活動で消費するエネルギーのクリーン化と省資源化にむけた設備投資

地球温暖化対策として、自然エネルギーの活用を図るため、太陽光発電システムを小牧工場及び春日井工場に設置することを計画しており、200百万円の投資を予定しております。併せてCO<sub>2</sub>排出を減らすことを目的に516百万円の投資を行い、省エネタイプの空調設備やコージェネレーションシステム(2)への更新を順次実施してまいります。

(2) コージェネレーションシステム...省エネ性の高い発電機能を搭載した空調設備

(後略)

(訂正後)

上記差引手取概算額9,506,625,000円につきましては、別記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載しております、第4次中期経営計画の基本方針「国内 No.1商品をグローバルに進化」「新しい事業と市場に挑戦」「事業基盤の強化」により持続的な成長を実現することを目的に、下記の通りに生産能力の増強・生産効率の向上・エネルギー使用量削減と再生可能エネルギーへの転換用投資に充当する予定であります。特に、具体的な使途 及び は第4次中期経営計画の基本方針である「国内 No.1商品をグローバルに進化」、具体的な使途 は「新しい事業と市場に挑戦」、具体的な使途 は「事業基盤の強化」の実現に貢献するものと考えております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
流体制御機器分野の拡大を見据えた生産能力増強及び自動化投資	4,507	2020年4月 ~2022年3月
F A事業拡大を見据えた生産能力増強と自動化投資	3,300	2020年4月 ~2022年3月
次世代アクチュエータ用要素部品の量産試作用設備投資	700	2020年4月 ~2022年3月
事業活動で消費するエネルギーのクリーン化と省資源化にむけた設備投資	1,000	2020年4月 ~2022年3月

#### 流体制御機器分野の拡大を見据えた生産能力増強及び自動化投資

機器事業における流体制御機器は、長年に渡る実績と開発力を評価いただき、半導体製造装置向けに多くの採用をいただいております。昨今の半導体の微細化や高積層化に伴い、当社商品に対する高機能化のご要求にお応えできるよう、海外の主要拠点に技術要員を配置し、北米にはテクニカルセンターを設けるなどしてまいりました。その結果、新たな引き合いをいただき、評価プロセスを経てご採用いただける機種も増えてまいりました。以上の状況を踏まえ、生産能力の増強を目的として、現在稼働中の東北工場における生産品の需要増加に対応するため自動洗浄装置を備えたクリーンルームの拡張や自動化設備の導入を計画しており、2,007百万円の投資を予定しております。また、北米向けに2,500百万円の投資を行い、新たな生産拠点を設けて生産能力を増強することを計画しております。

(中略)

#### 事業活動で消費するエネルギーのクリーン化と省資源化にむけた設備投資

地球温暖化対策として、自然エネルギーの活用を図るため、太陽光発電システムを小牧工場及び春日井工場に設置することを計画しており、200百万円の投資を予定しております。併せてCO<sub>2</sub>排出を減らすことを目的に800百万円の投資を行い、省エネタイプの空調設備やコージェネレーションシステム( 2 )への更新を順次実施してまいります。

( 2 ) コージェネレーションシステム...省エネ性の高い発電機能を搭載した空調設備

(後略)

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 2 譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分について

(訂正前)

(前略)

(別件自己株式処分の概要)

(中略)

(2) 処分価格	1株につき、条件決定基準株価と同額とする。
(3) 処分価額の総額	条件決定基準株価に64,000を乗じた金額

(後略)

(訂正後)

(前略)

(別件自己株式処分の概要)

(中略)

(2) 処分価格	1株につき、 <u>2,051円</u> とする。
(3) 処分価額の総額	<u>131,264,000円</u>

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である2020年2月12日、2020年3月期第3四半期決算短信及び2020年3月期通期連結業績予想の修正を公表しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、第1回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書、第2回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「プルータス社」という。)に依頼しました。プルータス社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(第1回新株予約権については当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要を鑑み当社による行使停止要請通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は株価が本行使条件を充足する限り速やかに権利行使及び売却を実施すること等、第2回新株予約権については第1回新株予約権が行使された後、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要を鑑み当社による行使可能通知が実施されること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は株価が本行使条件を充足する限り速やかに権利行使及び売却を実施すること等)を置き評価を実施しております。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第1回新株予約権については2,200円、第2回新株予約権については250円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、第1回新株予約権については金2,200円、第2回新株予約権については金250円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。さらに、既存株主の利益を害するおそれを回避するため、条件決定日時点において、上記方法と同様の方法を用いて改めて価値算定を行い、その算定結果が上記の金額(第1回新株予約権1個当たり2,200円及び第2回新株予約権1個当たり250円)を上回る場合には、かかる算定結果に基づき上記の金額を上回る金額として、当社取締役会が決定いたします。かかる払込金額の最終的な決定方法は合理性を有するものであり、これにより決定される本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、条件決定基準株価に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、第1回新株予約権については条件決定基準株価の70%に相当する金額、第2回新株予約権については条件決定基準株価の80%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理性を有すると考えております。

なお、当社監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、監査役大森繁、監査役南谷直毅及び監査役澤泉武については取締役会において、監査役林公一については監査役大森繁を通じて、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額その他の発行条件を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、かかる方法により決定される本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

(訂正後)

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である2020年2月12日、2020年3月期第3四半期決算短信及び2020年3月期通期連結業績予想の修正を公表しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定いたしました。

具体的には、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、第1回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本覚書、第2回新株予約権については本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)(以下「ブルータス社」という。)に依頼しました。ブルータス社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約、本ファシリティ契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(第1回新株予約権については当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要を鑑み当社による行使停止要請通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は株価が本行使条件を充足する限り速やかに権利行使及び売却を実施すること等、第2回新株予約権については第1回新株予約権が行使された後、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要を鑑み当社による行使可能通知が実施されること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は株価が本行使条件を充足する限り速やかに権利行使及び売却を実施すること等)を置き評価を実施しております。

その結果、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第1回新株予約権については2,200円、第2回新株予約権については250円と算定され、当社は、これを参考として、発行決議時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、第1回新株予約権については金2,200円、第2回新株予約権については金250円と決定しました。当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的であると判断しております。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2020年2月17日を条件決定日としたところ、条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの評価額は第1回新株予約権については2,300円、第2回新株予約権については300円と算定され、当社は、これを参考として条件決定日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額となるよう、第1回新株予約権については金2,300円、第2回新株予約権については金300円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を、第1回新株予約権については金2,300円、第2回新株予約権については金300円と決定しました。本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益を害するおそれを回避することを目的とした合理性を有するものであり、本新株予約権の払込金額は、かかる決定方法に基づき、上記の通り、当該算定機関における条件決定日時点の本新株予約権の算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。



また、本新株予約権の当初行使価額は、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、第1回新株予約権については条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額、第2回新株予約権については条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の80%に相当する金額で設定されており、最近6カ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

なお、当社監査役4名全員(うち社外監査役3名)から、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

## 第三部 【参照情報】

### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月14日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月17日)までの間において、変更その他の事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月17日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。